

令和7年度 第1回島根県社会教育委員の会議

日 時 令和7年7月1日（火）13:30~15:30

会 場 サンラポーむらくも 八雲の間

会 議 次 第

1 開 会

(1) 教育長挨拶

(2) 委員の異動について

(3) 出席者自己紹介

2 議 事

(1) 社会教育関係団体に対する補助金

(2) 社会教育課の主要事業の概要説明・質疑

- ・ふるさと教育推進事業
- ・結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
- ・みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業
- ・社会教育士等養成・育成事業
- ・社会教育主事派遣制度
- ・子ども読書活動推進事業

(3) 意見交換

テーマ ひらく つながる しまねの人づくり

～しまねの社会教育人材の活躍を支え、拓げるために～

- ① テーマ設定の理由
- ② 意見交換（グループ協議、全体共有）

3 閉 会

(1) 副教育長挨拶

(2) 事務連絡

島根県社会教育委員の会議について

島根県教育庁社会教育課

1 社会教育委員（「社会教育法」（昭和24年法律第207号））

(1) 設置（第15条）

- 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(2) 職務（第17条）

- 社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する。

社会教育に関する諸計画を立案すること 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること 必要な調査研究を行うこと
--

- 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合には、（中略）地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（中略）の意見を聴いて行われなければならない。（第13条）

(3) 委嘱の基準等（第18条）

- 教育委員会の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

2 島根県社会教育委員（「島根県社会教育委員に関する条例」で規定）

(1) 定数 20名以内（現委員は12名）

(2) 任期 2年

(3) 委員の構成 12名

学校教育関係者3、社会教育関係者3、家庭教育の向上に資する活動を行う者3、学識経験のある者3

(4) 会議

- 開催 年2回 概ね2時間
- 内容 主要事業説明
社会教育関係団体への補助金交付
社会教育の諸課題に関する協議 など

社会教育法（昭和24年法律第207号 最終改正：令和元年6月7日法律第26号）

関係条文の抜粋

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

島根県条例第27号

島根県社会教育委員に関する条例

島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例(昭和24年島根県条例第54号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に置かれている委員は、この条例の施行の日において第1条の規定により置かれた委員となり、同一性をもって存続するものとする。

島根県社会教育委員の組織、運営等に関する要綱

平成26年 9月 5日
島根県教育庁社会教育課

(趣旨)

第1条 島根県社会教育委員に関する条例(平成26年島根県条例第27号)第1条に定める島根県社会教育委員(以下「委員」という。)の組織、運営等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(名称)

第2条 委員によって構成される組織の名称は、「島根県社会教育委員の会(以下、「委員の会」という。)」とする。

2 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項第2号に定める委員の会議の名称は、「島根県社会教育委員の会議(以下、「会議」という。)」とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員の会には、会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員の会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。会長は、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 会議に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により、部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を会議に出席させ、意見の開陳及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員の会及び会議の庶務は、教育庁社会教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

社会教育関係団体に対する補助金について

島根県社会教育委員の会

1 関連法令等（抜粋）

別紙「社会教育法」関係条文の抜粋 参照

2 県補助金の考え方

団体運営のための補助金ではなく、団体が全国大会、中国ブロック大会等の大規模な事業を実施（又は参加）する際の事業費補助を検討する。

3 直近の補助事業の実績

第 45 回中国・四国地区社会教育研究大会島根大会実行委員会 550 千円（令和 5 年）

4 令和 7 年度補助予定事業

団体名	補助金額	補助対象経費
第 67 回中国・四国地区 高等学校 P T A 連合会大会島根大会 実行委員会	500 千円	第 67 回中国・四国地区高等学校 P T A 連合会大会島根大会の開催に要する 以下の経費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃貸料
合 計	500 千円	

5 補助対象となる大会の概要

別紙参照

令和7年度 第1回島根県社会教育委員の会議の意見交換について

1 意見交換テーマ

ひらく つながる しまねの人づくり
～しまねの社会教育人材の活躍を支え、拡げるために～

2 テーマ選定の理由

令和2年度より「社会教育士」の称号を認定する制度が始まり、全国に多様な属性の人々が「社会教育士」の称号を取得し、多様な場で社会教育の視点が展開されている。

本県では、「社会教育士」の称号の有無を問わず、日々、社会教育を実践している人々、いわば社会教育人材に光を当て、その価値を社会全体に広げながら、様々な分野における人づくり・地域づくりが展開されるよう、令和6年度より「しまね社会教育人材認証・登録制度」（以下「認証・登録制度」という）を創設し、「しまね社会教育師」と「しまね社会教育サポーター」の称号を付与している。また、社会教育人材が学び、つながる場の全県的な取組として、11月に「しまねの人づくり大交流会 2024」（以下「大交流会」という）を開催している。

令和7年2月に実施した第2回の会議において、大交流会では、より多様な人々が学び、つながるばかりでなく、さらに参加者自身が主体的に新たな学びの機会をつくっていくような形になることを期待する、という意見があった。また、多様な場における社会教育としての価値を見える化し、発信していくことを戦略的に進める必要があることの指摘もあった。

社会教育課では、テレビ局と協力し、社会教育人材として活躍している実践者が大交流会に参加し、得たものや大交流会の魅力などをまとめた広報動画を制作、放映し、県ホームページにも掲載した。また、これまでに社会教育主事講習を修了した多様な人材に、受講のきっかけや現在の活動にいかしていることやいかそうと考えていることを取材し、同ホームページに掲載している。

このようにより多様な人材の活躍を取材、広報することでその価値を見える化を図っている。一方で、11月から周知している「しまね社会教育師」と「しまね社会教育サポーター」の認定・登録件数は、併せて114件にとどまっており、さらなる周知が必要である。

そこで、大交流会と認証・登録制度に関わる取組について、本会議で御意見をいただくとともに、しまねの社会教育が果たしていく役割について改めて協議する。

3 本日の流れ

- (1) テーマ設定に関する説明
- (2) (1)の説明を踏まえて協議（グループ協議→全体共有）
 - ・大交流会と認証・登録制度に関わる取組の意見

<メモ>